

令和6年度診療報酬改定で新設

# 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)

を算定しましょう！

## 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)(1日につき)

1 初診時	6点
2 再診時等	2点
3 訪問診療時	
イ 同一建物居住者等以外の場合	28点
ロ イ以外の場合	7点

➡ 評価料の収入の全額を賃上げ(職員のベア等)に充当しましょう

## 届出は簡単、「3」ステップ！！

STEP1

「届出書添付書類」を作成  
「賃金改善計画書」「届出書」は確認のみ  
(詳細は、次ページへ)

STEP2

メールで提出 ※紙面での提出も可

STEP3

評価料の算定 & 賃上げを開始

 厚生労働省 ひと、暮らし、みらいのために  
Ministry of Health, Labour and Welfare

※この他、賃上げに関して、「外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)」、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)」、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)」、「入院ベースアップ評価料」、「訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)」、「訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)」がございます。詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。

# 届出時に作成する書類

## ① 届出書添付書類（別添シート）

必要な  
情報

医療機関情報（医療機関コード・住所・開設者名など）

必要な  
情報

初診料等・再診料等・訪問診療料の算定回数（直近1か月実績）

5 外来・在宅ベースアップ評価料（I）等により算定される金額の見込み

【直近1か月間の算定回数（実績）】※記載上の注意2～10参照

点数表の項目		算定回数
医 科 点 数 表	③ 初診料等	300 回
	④ 再診料等	1,200 回
	⑤ 訪問診療料（同一建物以外）	0 回
	⑥ 訪問診療料（同一建物）	0 回

初回は  
不要

ベースアップ評価料による算定金額の前年度からの繰越予定額

必要な  
情報

賃金改善実施見込み（賃上げの予定総額）

7 対象職員（全体）の賃金改善見込み額

⑮ 対象職員（全体）の基本給等に係る1か月の賃金改善見込み額	30,000 円
⑯ ⑮に伴う賞与、時間外手当等の増加見込み額（現時点で不明の場合は0として構わない）	10,500 円

**基本給等に係る賃金改善（ベースアップ）とは：**

- ・賃金表等の改定等による賃金水準の引上げ
- ・給与規程や雇用契約に定める基本給の引上げ
- ・毎月支払われる手当の増額・新設

（例）賃金表がなくても「ベースアップ評価料手当」を新設し、毎月決まった額を従来の基本給に上乗せして支給する方法が可能

## ② 賃金改善計画書

記載内容を確認するだけ！

## ③ 届出書（特掲診療料の施設基準）

4つの確認事項をチェックするだけ！